## 季節性インフルエンザに罹患した際の「登園のめやす」について

日頃より、運営にご理解・御協力頂き、ありがとうございます。

この度、厚生労働省から「今冬における新型コロナウィルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、インフルエンザに罹患した子どもが登園を再開する際に、**医師が記入する意見書を保護者から保育所等に提出することは不要**」であると示されました。

当園においても、お子様がインフルエンザに罹患した場合に、意見書(診察記録表)の提出は不要とします。その代わりとして、保護者の方がご記入いただく「登園届」をご提出ください。

登園可否については、「保育所等における感染症ガイドライン」で示されている登園のめやす(発症後5日を経過し、かつ解熱後3日(乳幼児)経過していること)に基づき、判断いたします。感染の可能性がある期間は登園できませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

下記の「登園のめやす」及び「健康記録表」も必要に応じて、ご活用ください。

※本内容については、横浜市こども青少年局保育・教育支援課に確認の上お知らせをしております。

<登園のめやす:発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過した翌日から登園可>

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8月目	
例 1	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後	登園	登園	登園	
		光然	<b>万千六</b> 代	1 日目	2 日 目	3 目目	田田	(五)图		
例 2	発熱	発熱	発熱	<b>ム</b> 刀 赤丸	解熱後	解熱後	解熱後	登園	登園	
				解熱	1月目	2 日 目	3月目	田園	(五)国	
例 3	発熱	発熱	発熱	発熱	A.7 未力	解熱後	解熱後	解熱後	<b>水</b> 国	
				光烈	解熱	1月目	2月目	3月目	登園	

※発症日もしくは1日目に解熱した場合も「発症後5日を経過」する必要があるため、6日目から 登園が可能になります(上記の例1と同様)。

<健康記録表:インフルエンザかな?と思ったら、お子様の様子を記録しておきましょう>

	0日	∄	1日目		2日目		3日目		4月目		5月目		6日目		7日目		8月目	
日付	月	日	月	日	月	П	月	П	月	日	月	田	月	日	月	日	月	日
体温		$^{\circ}\!\mathrm{C}$		$^{\circ}\!\mathbb{C}$		$^{\circ}\! \mathbb{C}$												
備考																		
(症状など)																		

参考:保育所における感染症対策ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf